



【実務解説】

イスラエル企業への 投資にあたり 知っておくべき法的留意点

はじめに

本稿は、外国投資家によるイスラエルへの投資について、主として法的観点から解説するものである。具体的には、イスラエル企業への投資の促進に関するイスラエル政府の政策、イスラエルの対内直接投資規

制および企業結合規制について解説するとともに、投資後の留意点として、イスラエルの会社法、労働法、日本人投資家のための税の減免、贈賄に関する規制、イスラエルへの投資からの撤退等について説明する。

I 政府による対内投資の積極的な奨励

イスラエルの経済産業省は「インベスト・イン・イスラエル」という投資促進センターを設置している。同

センターの主たる目的は、同国への対内直接投資を増やすことであり、より具体的には、国際企業による投

資の促進、外国投資家を支援するメカニズムの確立、外国投資家への長期的な助言、海外向け広報等である。イスラエルは、高水準の外国投資を国に呼び込むことを目的として、産業協力を奨励しようとしている。「インベスト・イン・イスラエル」は、投資家に投資機会を提供し、イノベーターをファシリテーターに結び付け、機会を行動に、可能性を利益

に転換し、ひいては画期的な発見商品、サービスを世界中の人々にもたらすために力を尽くすと表明している。また、「インベスト・イン・イスラエル」は、外国投資家向けの「ステップ・バイ・ステップ」プログラムを提供している。同プログラムは、法規制や税制等に関するアドバイスや情報を投資家に提供するものである。

II なぜイスラエルに投資するのか

イスラエルは、起業家精神と革新的なアプローチ、多様性のある社会、

教育レベルの高さで知られており、それらすべてがオープンイノベ

M. Firon & Co.法律事務所
イスラエル弁護士
ヤコブ・サロフ
イスラエル弁護士
ダナ・フィロン・グロス
ナオル・メッセーリ
桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士
難波修一
弁護士
森 慎一郎

シヨンの出発点となっている。イスラエルの起業家は、既存の枠組みにとらわれず柔軟に考え、異なる状況であれば見逃されてしまうような問題に取り組み、常識の枠を超えて、次の段階に進めていく傾向があるといわれている。

イスラエルは、技術面における先進国の一つであり、イスラエル企業は、インターネット、通信およびネットワーク、半導体、航空・宇宙、バイオテクノロジー等、主要なハイテク部門において成功を収めている。さらに、**図表1**に挙げたように、高度に専門的で革新的な分野を専門とするイスラエル企業も多数存在する。

イスラエルのハイテク産業におけるもう一つの革新的な分野は、サイバーセキュリティである。イスラエルは25年以上にわたって、ITセキュリティ技術の開発において国際的に優位な地位を保持し続けている。イスラエル国防軍において経験豊富なサイバーセキュリティの専門家が育成されていることや、政府による多大な支援等の要因により、イスラエルは世界規模のサイバーセキュリティ・ソリューションの開発と、革新的なサイバー・ポリ

シーの策定の両面において先駆者として認められてきた。これらのソリューションとポリシーは、イスラエルの民間部門とイスラエル国防軍の両方において採用・実施されている^{注1)}。イスラエルのサイバーセキュリティエコシステムは、全世界の売上の7%、全世界の投資の8%を占めると推定され、2014年から19年までの間、世界第2位のサイバーセキュリティ技術の輸出国であった^{注2)}。

イスラエルは、軍事技術の商業化の分野で世界のリーダーと目されている。これは、イスラエル国防軍のニーズと政府の支援が、数十年に及ぶ軍需産業における研究開発につながったことに起因するものであり、国防軍出身者による、軍事技術の商業化分野での起業が多く行われている。イスラエル独自の専門知識とノウハウは、さまざまな分野で高く評価されており、商業化された軍事技術の分野としては、サイバーセキュリティ以外に、UAV（無人航空機）、レーダーシステム、生体認証技術、医療機器および拡張現実（オーグメンテッド・リアリティ）等がある。イスラエルの革新と起業家精神

は、イスラエルの多数の新興企業のエグジット（M&A、IPO、プライベートエクイティの買収）につながっている。14年から19年にかけて、672社のイスラエル企業が売買され、エグジット総額は773億米ドルに達した^{注3)}。さらに、イスラエル政府による巨額の産業投資と、イス

図表1 高度に専門的で革新的な分野を専門とするイスラエル企業の例

分野	企業
アグリテック	Taranis, Prospera, Kaiima, Farmigo, CropX, Leaf
デジタルヘルス	dbMotion, EWave MD, EarlySense
ウォーターテック	Fluence, Indegy, Netafim, Desalitech, TaKaDu
フィンテック	Payoneer, Lemonade, BlueVine, SafeCharge, Behalf
インダストリー4.0	Claroty, Vayyar, Plataine, Nurego, Consumer Physics

各分野の詳細については、Start-Up Nation Centralのウェブサイト参照 (www.startupnationcentral.org)。

ラエルの大学の全卒業生の3分の1が工学と技術の分野で学位を取得しているという事実は、現在イスラエルにApple、Google、Intel、Microsoft、HP、IBM、eBay等の主要な国際企業が運営するR&Dセンターが約300も存在する理由の一つである。

注1) Start-Up Nation Central Cybersecurity Brief, Start-Up Nation Central (2018).

注2) CB Insights, 2019 Cyber Defenders Report (2019).

注3) IVC Research Center & Meitar Liqournik Geva Leshem Tal Law Firm, IVC-Meitar 2018 High-Tech Exit Report (2018); IVC Research Center & Meitar Liqournik Geva Leshem Tal Law Firm, IVC-Meitar H1/2019 High-Tech Exit Report (2019).

Ⅲ イスラエルと日本との貿易関係の発展

過去数年の間に、イスラエルと日本の経済関係は目覚ましい発展を見せており、これは政府や企業の活動に反映されている。この数年の間に、両国の政府高官、さまざまな分野の高レベルの代表団、ビジネスパートナーが相互に訪問した。14年5月には、イスラエルのベンジャミン・ネタニヤフ首相が東京を訪問し、安倍晋三首相(当時)と会談を行った。この訪問の際、両首相は、両国の二国間関係を強化する包括的パートナーシップを構築する意図が含まれる共同声明に署名した。15年1月には安倍首相がイスラエルを訪問したが、この訪問には企業の代表団が同行し、両首相が主催したイスラエルと日本の間での「Doing Business」に関するセミナーに参加した。このような関係の強化が実を結び、日本・イスラエル投資協定^{注4)}が17年2月1日に署名された。この協定の主な原則は次のとおりである。

- 投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇・最恵国待遇(2条、3条)
- 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護(4条)
- 投資の阻害要因となり得る要求(輸出の要求等)の原則禁止(6条)
- 正当な補償等を伴わない収用の禁止(11条)

イスラエルへの日本からの投資は、過去20年間で徐々に増加し、01年から18年末までの投資総額は63億5000万米ドルに達し、投資件数は180件を超えた。18年には、イスラエルの新興企業とハイテク企業に関連する日本からの投資および買収総額が7億9100万米ドル、投資件数は28件に達し、19年の最初の4か月で、総額3800万米ドル、13件の投資が公表されている^{注5)}。

Ⅳ 対内直接投資

^{注6)}

上述のとおり、イスラエルは対内直接投資を促進し奨励している。対内直接投資はイスラエルの経済にとって最大の関心事の一つであるため、助成金や税制上の優遇措置等、多くのインセンティブが国家によって外国投資家に提供される。このような政策により、イスラエルは中東最大の対内直接投資の受入国となっている^{注7)}。

分野の特有の規則や規制を関連付けて包括的な情報を提供することは困難である。したがって、投資家が特定の外国投資規制について調べる場合には、イスラエルの法規制に精通する専門家に相談すべきである。

他方で、イスラエルは対内直接投資に関する一定の制限を設けている。対内直接投資に関する統一的な規制当局は存在せず、保険、投資銀行、信託基金、商業銀行等の各分野で独自の規制機関が分散して規制を行っている。各機関には、さまざまな理由に基づき取引を制限する権限がある。例えば、直近2年間の例としては、外国投資家によるイスラエルの保険会社(「フェニックス」グループ保険)の買収の申し出が、イスラエルの年金基金に外資が関わることへの懸念から、国益を理由として規制当局によって阻止された。数多くの規制機関や規則があるため、各

また、イスラエルの国営企業への重要な投資には、政府企業局(Government Companies Authority)と首相府(Prime Minister's Office)の承認を義務付ける規制が適用される。軍事技術の買収も、イスラエル国防輸出管理庁によって規制されている。したがって、規制が厳しい上記分野の事業(保険、銀行、投資ファンド、軍事技術等)を行う企業の全株式を保有することを望む外国投資家は、関係規制当局に問い合わせる必要がある。

しかしながら、イスラエルには、民生技術の輸出、またはイスラエルに本拠を置くイスラエルのテック企業への投資・買収の分野の規制機関は存在しない。上記の分野の企業とは異なり、外国投資家は対内直接投

図表2 企業結合に事前承認が必要となる場合

分野	企業
売上基準	1. 企業結合の全当事者の前会計年度のイスラエルにおける売上高の合計額が3億6000万新イスラエルシェケル(約1億2000万米ドル)を超える場合 2. 少なくとも当事者のイスラエルにおける売上高がそれぞれ1000万新イスラエルシェケル(約330万米ドル)※を超える場合 なお、企業結合の当事者が持株会社または子会社を有する場合、その売上高は連結財務諸表により計算される。
市場占有率基準(合計)	企業結合の結果、企業結合の当事会社の特定の資産またはサービスおよび類似の資産またはサービスの生産、販売、マーケティング、または購入合計に占めるシェアが50%を超えることになる場合
市場占有率基準(単独)	いずれかの市場において、企業結合の当事会社の一つ、その子会社、その支配企業、またはその支配企業の子会社の市場シェアが50%を超える場合

※現在、この基準を2,000万新イスラエルシェケルに引き上げる旨の立案が行われており、競争当局の承認を待っている状況である(“Antitrust Regulations Draft – Registration, Publication and Transaction reporting (Amendment No. 2), 5779-2019”, (Position Paper written by Adv. Michal Halperin the Director General, November 2019))。

資に関する規制に服することなく、イスラエル企業の全株式を取得または保持することができる。さらに、外国投資家は、一般的なアンチマネーロンダリング規制および税制に従う限り、配当の支払その他の方法により、イスラエル国内企業から外国の銀行口座に資金を移転することが可能である。

1 投資に伴う報告義務

イスラエルの会社への投資に伴う変更事項については、会社登記局(Registrar of Companies)に報告する必要がある。具体的には、会社の資本の変更、株主、取締役、定款等に関する変更がある場合である。公開会社に関する報告義務は、透明性確保のためにさらに広範囲に及ぶ。なお、会社登記局への報告は、投資家の責任ではなく、投資対象たる会社自体の責任であるが、イスラエル企業の株式資本全部に対する買収の場合、買収者が報告の責任を負う。

注4) 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定。

注5) Harel-Hertz Investment House, Japanese Investments in Israel for the Years 2001-2018(2019)。

注6) Efraim Chalamish, *Foreign Investment in Israel's Strategic Industries*, Mideast Security and Policy Studies No. 136, BESA, Bar-Ilan University. Doron Ella, *Regulation on Foreign Investments and Acquisitions in Israel and the World – A Comparative View with China as a Case Study*, INSS, Tel-Aviv University(2018)。

注7) UNCTAD, *World Investment Report 2018*。

2 企業結合に関する届出・承認^{注8)}

イスラエル競争法の19年の改正によれば、**図表2**の条件のいずれかを満たす場合、企業結合の当事者は、取引を実施する前に競争当局の長官(Director General)に対して通知書を提出し、承認を得ることが義務付けられる。

また、このような承認に加えて、別の法律および規制に基づき他の政府機関の承認が必要とされる可能性があることに注意する必要がある。

企業結合にかかる通知書の提出

V 投資後の留意点

1 会社法

イスラエルで法人設立の登記を行う際に考慮すべき重要な点はいくつかある。例えば、会社の社員の個人責任を制限するかどうかを決定しなくてはならない。有限責任会社の場合、株主には当初投資した金額

について、手数料は必要とされていない。また、競争法上、事前通知書の提出期限は定められていない。ただし、競争当局長官の承認が必要とされる企業結合は、(資産または株式の譲渡もしくはその他の方法により)競争当局の長官が承認する前に取引を完了することを含め、いかなる方法によっても競争当局の長官によって承認される前に企業結合を実行してはならない。競争法の他の多くの違反と同様に、企業結合に関する通知義務の違反は刑事犯罪であり、制裁が科せられる可能性がある(ただし、刑事上の制裁まで科せられることは、実務上は稀である)。

を超えて責任を負わないという利点がある。会社が文字どおり「limited」(有限責任)であれば、社名には「limited」という文言または「Ltd」という略語が含まれている必要がある。その他の形態として、有限責任パートナーシップ(LLP)、協同組合および非営利組織があるも

の、有限責任会社が最も一般的である(他の多くの法域とは異なり、イスラエルには有限責任会社が1種類しか存在しない)。なお、会社は、非公開会社または公開会社として登記することができる。

また、イスラエルで会社を登記する際に必要な情報は、株主、取締役、会社の資本等に関する情報である。会社の資本金に最低限度額の要件は存在しない。会社は、監査済み財務諸表を含む年次報告書を株主に提出しなくてはならない。

会社の株主の最小数は1人であり、1人の株主が会社のすべての株式を所有することが可能である。株式譲渡は、会社法に従って、株式譲渡証書または株式譲渡契約に基づいて行われ、会社の機関(会社の定款および株主の権利に応じて、取締役会、株主、または両方)による譲渡承認決議が必要となる。株式譲渡が行われた場合には、14日以内に会社登記局に報告しなくてはならない。株主は、会社法および/または会社の定款または株主間契約に定める権利を有する。会社法に規定された権利は次のとおりである。

- (i) 情報(取締役の報酬、定款、財務情報を含む)を受領する権利
- (ii) 会社の文書を検査する権利
- (iii) 議決権
- (iv) 株式を売却する権利
- (v) 議決権に関する合意を締結する権利
- (vi) 配当金を受け取る権利

上記以外の権利は、個々の会社によって異なり、定款または株式発行の際の契約等によって定めることができる。株主共通の権利には、新株引受権、先買権、共同売却権、売却請求権等がある。

多数株主による少数株主の権利侵害を防止する観点から、少数株主には、会社法に基づき一定の保護が与えられている(公開買付の義務付け等)。また、会社は、特定の事項に係る決定については少数株主の同意が必要となる旨を定款に規定することにより、少数株主を保護することができる。

また、株主は、取締役を任命する決定に参加する権利を有する。会社の取締役の数は定款に定めるものとされ、非公開会社は少なくとも1人

の取締役を任命しなくてはならない。取締役の指名要件には、国籍または居住要件がないため、非居住者／イスラエル人以外の外国人が取締役を務めることができ、取締役会のメンバーが非居住者／外国人のみで構成されることもあり得る。さらに、前述の日本・イスラエル投資協定では、日本の投資家が投資した会社による取締役または上級管理者の選任に関して制限を設けない旨が規定されている。

取締役会は、会社の監査役(会社法上、設置が義務付けられている)およびジェネラル・マネージャーの任命と解任を行う。その他の役員の任命と解任の方法は、会社の種類によって異なる。非公開会社では、取締役会がその任命と解任を行うが、公開会社では、会社の定款に別段の規定がない限り、取締役会に任命されたジェネラル・マネージャーが他の役員を任命する。

株主による権利行使には、一定数の株式を保有することが要件とされている場合がある。通常、そのような株式保有の要件は、株主間契約または定款に規定されており、その内容はまちまちである。例えば、株式の

優先引受権 (preemptive rights) は、完全希薄化後のベースで5%以上の株式を保有する株主のみが有すると規定されることがある。また、取締役の任命権は、完全希薄化後のベースで10%以上の株式を保有する株主のみが有すると規定されることがある。

さらに、イスラエル企業に投資する日本の投資家にとっては、当該企業の少数株主として資本参加する場合、関連当事者取引、通常の業務以外の取引、M & A、IPO、会社の重要な資産の売却および担保権の設定、定款等の変更、配当方針の変更、CEOその他の上級役員の選任または解任等の重要な事項について、定款または株主間契約等において拒否権を規定する等の手段により、少数株主としての権利の保護やコントロールを維持することが重要である。当然のことながら、日本の投資家がこのような拒否権を有するためには、各取引における契約の内容次第ではあるが、一定割合以上の株式を保有することが要求されるものと思われる。

2 労働法

イスラエルにおいても、使用者と従業員の関係には労働法が適用される。労働法は強行法規であり、最低賃金、労働時間、休憩時間、退職金、解雇予告等の事項を規律する。

(1) 雇用関係終了の通知

イスラエルにおいては、従業員との雇用契約の期間は無期とするのが通常である。そのような従業員について、雇用関係を終了するか否かを決めるのは、基本的に使用者の権利であるが、終了する場合には、法律、判例法および契約(解雇の条件や組合の同意または協議の要件を定めた労働協約および各従業員との雇用契約)による制限と、信義則および合理性の原則等の一般原則に従う必要がある。

また、イスラエル労働法は、妊娠、不妊治療、予備役勤務、病気休暇、差別、内部告発、労働団体への参加等、特定の状況の下での解雇を制限している。

加えて、一般的に、解雇に関する決定を下す前に、使用者は聴聞手続を行う必要がある。聴聞は、従業員の基

本的な権利であり、使用者は、従業員に対して聴聞会に参加する機会を与えるための書面を事前に送付する義務を負う。当該書面には、予定される解雇の理由を明記し、それに関連する文書を含めなくてはならない。聴聞において、従業員は自身のために主張を述べる機会を与えられ、使用者は決定を下す前に当該主張を検討する必要がある。最終的な決定については、当該従業員に対してその理由とともに詳しく説明し、また、書面で提供する必要がある。

聴聞手続が適正に行われている限り、会社の業績悪化および組織再編は、従業員の整理解雇を行う正当な理由となる。その場合、使用者は、整理解雇の対象者として候補に挙げられている従業員に対し、当該従業員が対象とされる具体的な理由を説明する必要がある。使用者は、整理解雇の決定を行うにあたって、従業

注8) M Firon & Co, *Merger Control in Israel* (2019) (<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=76945e76-6d06-42ca-bf04-25d8016bcb4a>).

員の個々の状況(年齢、社会的および経済的地位等)を考慮しなくてはならない。

解雇が違法と判断された場合の救済手段は、通常、金銭的補償であるが、個々のケースで大きく異なり得る。裁判所は、場合によっては、解雇の決定を無効とし、雇用関係の継続を強制することもあり得る。

(2) 労働団体

イスラエルの従業員は労働組合を結成する権利を有し、「イスラエル労働総同盟(Histadut)」を含む複数の労働団体が存在する。

従業員を代表する労働組合として認められるためには、その組織が使用者と労働協約を締結し、次の法定基準を満たす必要がある。

- (i) 労働協約が適用される組合員である従業員数が最も多い団体であること
- (ii) 組合員数が、労働協約が適用される全従業員の3分の1以上であること

使用者は、従業員を代表する労働組合としての基準を満たした労働

組合との交渉に応じる義務を負う。使用者が労働組合との交渉を拒否した場合、当該労働組合はストライキ等の手段により団体行動権を使用することができる。

さらに、使用者は、従業員の労働組合への加入を妨害することを禁止されている。この禁止規定に違反した場合、使用者は、組合に対して多額の補償義務を負う可能性がある。

従業員を代表する労働組合には、組合員でない従業員も含め、すべての従業員を拘束する特別な労働協約(協約で特に除外される場合を除く)について、使用者と交渉し、署名する資格がある。

労働協約には、通常、従業員の雇用条件、解雇手続および組合との関係に関する合意が含まれる。なお、整理解雇を含め、解雇を行う場合には、少なくとも労働組合との協議が必要とされ、多くの場合、労働組合の同意が必要となることに注意が必要である。

さらに、従業員の権利に対して重大な影響を与える可能性を有する決定を使用者が行うためには、従業員を代表する労働組合との協議が必要である。したがって、M&Aによる

オーナーシップの変更等、従業員に権利に影響を与える可能性のある組織変更が行われる場合には、会社は労働組合と交渉しなくてはならない。交渉または合意することを拒否すれば、ストライキが行われる可能性がある。

3 日本人投資家のための税の減免

日本からイスラエルへの投資を行う投資家は、イスラエルの国内税法の規定およびイスラエルと日本との間の租税条約の規定に従って、税制上の優遇措置を受けられる可能性がある。主な減免措置は次のとおりである。

(1) イスラエルの国内税法に基づく

法人税率

所得税法に従って、2020年のイスラエル国内会社の所得には、23%の税率で法人税が課せられるのが通常である。しかし、一定の条件を満たす企業は、投資奨励法(Law for the Encouragement of Capital Investments)によって大幅な税額控除を受けることができる(図表3)。

Enterprise^{注9)}およびIndustrial Enterprise^{注10)}に該当する会社は、Preferred Enterprise^{注11)}として、より低い法人税率(16%)の適用を受け得る。また、一定の投資優遇地域(Development area A)^{注11)}に所在するPreferred Enterpriseは、さらに低い法人税率(7.5%)の適用を受けることができる。さらに、通常、株主への配当に対する税率は25~30%であるのに対しPreferred Enterpriseの株主は、当該Preferred Enterpriseからの配当について、より低い税率(20%)の適用を受けることができる。

加えて、投資奨励法上のPreferred Technological Enterprise^{注12)}に該当する会社についても、通常より低い法人税率(12%)の適用を受けるが、上述の投資優遇地域に所在するPreferred Technological Enterpriseは、さらに低い法人税率(7.5%)の適用を受けることができる。

Preferred Technological Enterpriseは、適用される課税年度における利益が100億新イスラエルシエケル未満であるCompetitive Enterprise^{注13)}

図表3 投資奨励法による税額控除

法人の種類別	法人税の税率		要件
	右記以外の地域	投資優遇地域	
Preferred Enterprise	16%	7.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・Competitive Enterpriseに該当すること ・Industrial Enterpriseに該当すること
Preferred Technological Enterprise	12%	7.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・Competitive Enterpriseに該当すること ・適用される課税年度における利益が100億新イスラエルシェケル未満であること ・研究開発、投資、収益範囲、従業員数等に関する所定の条件を満たすこと
Special Preferred Technological Enterprise	6%	6%	<ul style="list-style-type: none"> ・Competitive Enterpriseに該当すること ・適用される課税年度における利益が100億新イスラエルシェケル以上であること ・研究開発、投資、収益範囲、従業員数等に関する所定の条件を満たすこと

研究開発、投資、収益範囲、従業員数等に関する所定の条件を満たす必要がある。加えて、適用される課税年度における利益が100億新イスラエルシェケル以上である場合には「Special Preferred Technological Enterprise」^{注13)}として、6%の法人税率の適用を受ける。

(2) イスラエルの国内税法に基づくキャピタルゲイン税の免除

ア 外国人居住者による、証券取引所外での証券の売却に対するキャピタルゲイン税の免除

所得税法に従って、外国居住者は、①証券取引所で取引されていないイスラエル国内会社の証券の売却、または②その資産の過半数が、イスラエル国内に所在する資産に対する直接的もしくは間接的な権利である外国会社の証券の売却から得られたキャピタルゲインに対する税金を免除される（一部制限あり）。

イ 外国人居住者による、証券取引所における証券の売却に対するキャピタルゲイン税の免除

外国人居住者がイスラエルに恒久的な施設を維持していない場合、一定の条件を満たすことを条件と

注9) Competitive Enterpriseに該当するためには、(1)会社の主たる業務が、バイオテクノロジーまたはナノテクノロジーに関するものであること、(2)単一の市場からの売上が、全体の売上の75%を超えないこと、(3)1,400万人以上の人口を有する外国の市場からの売上が、全体の売上の25%以上であること、という要件を満たす必要がある（投資奨励法18条a(b)-(c)）。

注10) 主として製造業を営む会社を指す。ここでいう製造業とは、ソフトウェアやプロダクト（アプリやモバイルゲーム等）の開発、テクノロジー分野における開発（医療、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等）、国外の居住者向けまたは再生可能エネルギー分野における研究開発を意味する（投資奨励法51条）。

注11) 同地域は、政府により優遇地域として指定され、所在する企業は、税制優遇措置のみならず、助成金等を含めた種々のサポートを受けている。

注12) 投資奨励法51条。

注13) 投資奨励法51条。

して、外国人居住者は、所得税法に従って、イスラエルの証券取引所で取引された証券の売却で得られたキャピタルゲインに対する税金を免除される。

(3) イスラエルと日本の間の租税条約の規定に基づく措置

ア 配当

イスラエル国内会社から日本の居住者への配当の分配は、配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ6か月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の25%以上を保有する会社である場合には、源泉徴収率は5%である。それ以外の場合には、15%となる。

イ 利子

日本居住者への利子の支払については、10%の税率でイスラエルの源泉徴収税が課される。

ウ ロイヤルティ

日本居住者へのロイヤルティの支払については、イスラエルで10%の源泉徴収税が課される。

4 贈賄に関する規制

イスラエルには厳格な腐敗防止ポリシーが存在する。もつとも、腐敗防止に関するルール・規範は一つの法典として成文化されてはおらず、複数の法律、規制、判例法、行政上の先例、さらには条約(例えば、イスラエルは09年に国連腐敗防止条約およびOECD外国公務員贈賄防止条約の締約国となった)に散在している。

円滑化のための少額のファシリテーション・ペイメントの支払を認めている他の国(例えば、米国、英国、オーストラリア等)とは異なり、イスラエルはそのような例外を認めず、不適切な利益を得るために金銭または物品を提供すること(外国公務員への提供を含む)は禁止されている。このような違反に対しては、イスラエル刑法に基づき、7年の懲役および/または最高44万3000ユーロの罰金が科される可能性がある。

5 投資からの撤退

イスラエルでは、各株主は自身が保有する会社の株式を売却する権

利があり、投下資本の回収に関して、法律上直接的な規制は存しない。しかしながら、実際には、株主間契約または会社の定款等により、株式の譲渡については、事前に他の株主の承認を得ることなく会社の株式を売却することを禁止する旨の条件が付されることが多い。

会社は、定款で株式の売却に条件を付すことができ、例えば、先買権、

VI イスラエルへの投資は安全か

イスラエルとパレスチナの状況は複雑かつ難解であり、長年にわたって、イスラエルをボイコットするという意図の下、さまざまな活動が行われてきた。主要な活動は「ボイコット、投資撤収、制裁」(BDS・Boycott, Divestment and Sanctions)

である。BDSは、イスラエルの特定の政策に対する抗議として、イスラエルとの経済的、政治的、文化的な結び付きを避けることを国際社会に呼びかけている。また、メディアにより、イスラエルにおける暴力行為やテロ行為がしばしば報道されて

売却参加権および売却請求権、取締役会による売却の承認等を規定することができる。このような仕組みは株主の利益を保護し、「招かれざる客」が会社に入ってくるのを防止するためのものである。非公開会社の場合、このような条件が付されることは一般的であるが、公開会社への投資の場合には、通常はそのような条件は付されない。

おり、外国人は、イスラエル国内の会社への投資について不安を抱くこともあるかもしれない。

しかしながら、実際のところ、外国人がイスラエル企業に投資するかどうかを決定するにあたって影響を与えるべき具体的な問題や要因は存しないというのが、筆者らの見解である。イスラエルの人々はイスラエル国防軍と警察によって守られており、暴力行為やテロ行為は、一部のメディアに報道されるほど頻繁に発生する現象ではない。これまで数え切れないほどの外国人投資家

や企業がイスラエルに多額の投資を行っており、ボイコットがそのような投資家たちに多大な悪影響を与えている事例は見当たらない（ただし、イデオロギー上の理由から、生

おわりに

外国への投資は一般的に、規制、言語、さらには必要な情報へのアクセス性等の違いがあるため、投資収益率が高くても敬遠されることがある。しかしながら、イスラエルにおいては、上述したように、外国人投資家が自国内に投資することが政府により奨励され、それを支えるためのビジネス環境・法制度が整備されている。ITや半導体、航空・宇宙、バイ

産施設または本社をヨルダン川西岸地区(The West Bank)に置く企業には投資しないという外国投資家や企業も一部存在する。

オテクノロジー等のハイテク部門、さらにはDXやIoTの進展等によりますます重要性が高まっているサイバーセキュリティの分野等においてイノベータータイプな発展を遂げるイスラエルに対して、今後、日本をはじめとする国外の企業が投資をする流れは、さらに増加し続けることが予想される。

BLJ

Jacob Sarov

93年University of London (LL.B.)。95年イスラエル弁護士登録。03年Tel Aviv University卒業(LL.M.)。

Dana Firon Gross

06年Interdisciplinary Center Herzliya卒業(LL.B. and B.A.)。07年イスラエル弁護士登録。08年The College of Management Academic Studies卒業(M.B.A.)。

Naor Messeri

19年College of Law & Business卒業(LL.B.)。20年イスラエル弁護士登録(予定)。

Shuichi Namba

82年東京大学法学部卒業。84年弁護士登録。87年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。88年ニューヨーク州弁護士登録。

Shinichiro Mori

06年東京大学法学部卒業。08年東京大学法科大学院修了。09年弁護士登録。15年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。16年ニューヨーク州弁護士登録。